

令和4年5月20日

保護者 様

所沢市教育委員会

オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた児童生徒の濃厚接触者の待機期間の扱いについて

日頃より、本市の教育活動に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、県教育委員会より通知のあった濃厚接触者の待機期間の扱いについて、市教育委員会としての方針を下記のとおりお知らせいたします。

今後も、児童生徒の安全を最優先としながら、学校の教育活動と感染症対策を進めてまいります。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

(1) 家庭内に陽性者がいる場合

- 同居の家族については、住居内で感染対策※を講じた日（を0日とする）から、原則7日間自宅待機（8日目に解除）となります。
※別途、保健所の指示があればそれに従ってください。

※この感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、住居内の消毒等の実施などの対策が想定されます。

- ◎4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査により陰性を確認した場合には、5日目からの解除が可能となる場合もあります。ただし、自費検査であることや薬事承認された鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いる等の制約があることに御留意ください。

(2) 学校内に陽性者がおり、お子さんが濃厚接触者に相当すると判断された場合

- 児童生徒本人については、原則7日間自宅待機（8日目に解除）となります。
- 児童生徒本人のきょうだいの出席については、体調が良好な場合は、検査の有無にかかわらず出席可能とします。

2 その他

- 4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査による期間短縮の対象となるのは1（1）の場合に限ります。
- 「7日間待機する場合」または「4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査により陰性が確認された場合」のいずれにおいても7日間が経過するまでは、検温などの健康状態の確認を丁寧に行うとともに、不要不急の外出や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を行ってください。